

JICA ボランティア事業 制度変更について

平素より JICA ボランティア事業に格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。JICA ボランティア事業はより公平性・透明性の高い事業を目指し制度の抜本的見直しを行い、2018 年度秋募集合格者から新制度に基づき派遣します。つきましては、2018 年度秋募集応募者は以下の通り派遣されますので、変更点をご理解頂いたうえでご応募頂きますよう、お願いいたします。

1. 総称・呼称変更について

JICA ボランティアは総称を「JICA 海外協力隊」と改め、従来の年齢区分に加えて、専門性による区分によって呼称を分けます。

- 青年海外協力隊：一般案件（幅広い技能・経験で応募可能な案件）で派遣される方（46 歳以上の方は海外協力隊）
- シニア海外協力隊：シニア案件（一定以上の経験・技能が求められる案件）で派遣される方
- 日系社会青年海外協力隊／日系社会海外協力隊／日系社会シニア海外協力隊：上記区分で中南米の日系社会に派遣される方

※一般案件は職種応募、シニア案件は案件応募で募集を行います。具体的な案件は、ホームページ上の要請集をご覧ください。

例：

20 歳から 39 歳の方：

青年海外協力隊／日系社会青年海外協力隊として派遣されます。

40 歳から 69 歳の方：

- ① 「一般案件」に応募する 40 歳から 45 歳の方は、青年海外協力隊／日系社会青年海外協力隊として派遣されます。
- ② 「一般案件」に応募する 46 歳以上の方は海外協力隊／日系社会海外協力隊として派遣されます。
- ③ 40 歳以上で「シニア案件」に応募する方は、シニア海外協力隊／日系社会シニア海外協力隊として派遣されます。

なお、ホームページの記載は順次変更を行いますので、一部従来の記載が残る部分がありますが、ご了承ください。

2. 待遇について

上記変更に伴って、従来は年齢で待遇が異なっていた制度を改め、基本的に全てのボランティアに同一の待遇を適用します。

- 現地生活費：ボランティアの趣旨に基づき、受け入れ国の住民と同等程度の生活を営むに足る金額。
- 住居費：受入国政府が適切な住居を提供できない場合に上限額の範囲内で支給。
- 往復渡航費：受け入れ国と日本との往復にかかる赴帰任時の旅費。
- 国内手当：本邦支出手当（65歳未満の場合）

※シニア海外協力隊として派遣される方には、上記に加えて経験者手当を支給します。

※任期を満了した方には協力活動完了金を支給します。

※家族随伴制度廃止に伴い、家族手当は支給されません。

3. 現職参加について

所属先に身分を残したまま参加する現職参加者については、人件費補てん制度を廃止しました。他方、雇用を継続される所属先への支援策として、現職参加促進費を導入します。同費用は、所属先と JICA で覚書を締結して双方の責任等を明確にすることを前提に、訓練期間及び派遣期間を対象として所属先が雇用を継続するために必要な社会保険費等の一部を充当する額として、所属先に定額でお支払いします。

以上